住所　京都府向日市寺戸町永田1番地184
金雄介　昭和58年2月11日生
住所　京都市左京区田中上玄京町24番地
李淑子　昭和53年9月15日生
住所　京都市山科区西野様子見町1番地2
吳芳子　昭和47年8月28日生
住所　京都市西京区川島調子町80番地3
黄順愛　昭和49年5月12日生
住所　京都府向日市寺戸町西野14番地19
朴知恵　昭和59年6月1日生
住所　京都市南区八条源町19番地
河命惠　昭和20年1月5日生
住所　山口県玖珂郡和木町和木2丁目2番5―105号
全眞弓　昭和52年11月15日生
住所　広島市西区井口明神2丁目13番7―303号
李昌基　昭和10年11月7日生
姜富子　昭和19年12月18日生
住所　兵庫県尼崎市七松町3丁目14番24号
車秀樹　昭和44年8月7日生
住所　東京都中野区中央1丁目1番6―401号
朴洋一　昭和36年8月31日生
住所　堺市南区宮山台4丁3番14―110号
張玉姫　昭和45年1月29日生
李凌太　平成5年8月28日生
住所　堺市中区深阪2384番地5
李春菜　平成8年4月16日生
住所　大阪府東大阪市西上小阪10番11号
李映辰　昭和27年9月6日生
司空善　昭和29年10月26日生
李光史　昭和62年1月3日生
住所　川崎市多摩区宿河原2丁目23番7号
李有訓　昭和57年1月13日生
住所　滋賀県野洲市六条551番地
金仲基　昭和29年2月10日生
朴金善　昭和33年1月5日生
金讃煥　昭和57年1月9日生
金恭煥　昭和63年1月16日生
住所　名古屋市西区児玉3丁目7番18号
金誠煥　昭和59年4月10日生
住所　埼玉県行田市大字真名板2066番地
金健一　昭和46年2月23日生
住所　埼玉県行田市持田2丁目18番21号
金眞二　昭和52年1月29日生
住所　東京都足立区一ツ家3丁目13番7号
朴伸江　昭和44年9月24日生
住所　東京都足立区一ツ家3丁目13番7号
朴和江　昭和47年12月28日生
住所　東京都文京区千駄木3丁目14番12号
康**禕**文　昭和34年8月23日生
河成姫　昭和42年7月9日生
康高滉　平成11年1月12日生
康真滉　平成14年12月10日生
住所　東京都江東区塩浜2丁目13番7号
全詳龍　昭和9年4月25日生
黄玉守　昭和14年10月10日生
全茂康　昭和41年7月15日生
住所　名古屋市北区杉村1丁目11番7号
金秀樹　昭和44年7月26日生
崔智**華**　昭和44年12月23日生
金篤樹　平成16年9月15日生
住所　愛知県春日井市不二ガ丘3丁目140番地1
崔榮淑　昭和41年1月27日生
住所　愛知県海部郡美和町大字蜂須賀字蛭間地771番地1
李志保　昭和48年6月21日生
住所　愛知県岡崎市六名3丁目5番地23
韓太植　昭和51年2月17日生
住所　愛知県春日井市大泉寺町205番地15
朴幸雄　昭和48年9月30日生
住所　名古屋市西区花の木1丁目7番20号
諸岡フ志子　昭和4年11月22日生
住所　名古屋市瑞穂区北原町2丁目65番地3
全龍命　昭和48年6月17日生
住所　名古屋市南区元塩町5丁目28番地4
李志雄　昭和27年5月15日生
朴美智子　昭和27年7月1日生
李玉美　昭和52年4月2日生
李元洪　昭和53年11月20日生
住所　愛知県清須市西枇杷島町地領941番地5
李春美　昭和56年10月27日生
住所　名古屋市中川区荒子1丁目20番地
李東一　昭和46年4月3日生
住所　愛知県豊明市新田町吉池16番地27
文惠美　昭和40年5月8日生
住所　埼玉県熊谷市河原町2丁目191番地
韓弘樹　昭和62年6月1日生

○外務省告示第四百四号

平成二十一年七月二十二日にフリータウンで、シエラレオネ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がシエラレオネ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　シエラレオネの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与するもの。

2　贈与額　六億円

3　署名者

日　本　側　片上慶一在シエラレオネ大使

シエラレオネ側　ザイナブ・ハワ・バングーラ外務・国際協力大臣

平成二十一年八月四日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百五号

アルバニア共和国政府は、昭和五十五年四月十一日にウィーンで採択された「国際物品売買契約に関する国際連合条約」の加入書を平成二十一年五月十三日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年六月一日にアルバニア共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年五月十五日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十一年八月四日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百六号

平成二十一年七月十四日にローマで、アフガニスタン・イスラム共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億六千万円

3　署名者

日　本　側　安藤裕康在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十一年八月四日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百七号

平成二十一年七月十四日にローマで、バングラデシュ人民共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億八千万円

3　署名者

日　本　側　安藤裕康在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十一年八月四日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百八号

平成二十一年七月十四日にローマで、パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億七千万円

3　署名者

日　本　側　安藤裕康在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十一年八月四日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百九号

平成二十一年七月十四日にローマで、ウガンダ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億三千万円

3　署名者

日　本　側　安藤裕康在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十一年八月四日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百十号

平成二十一年七月十四日にローマで、エチオピア連邦民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億四千万円

3　署名者

日　本　側　安藤裕康在イタリア大使

世界食糧計画側　アミール・アブドラ事務局次長

平成二十一年八月四日

外務大臣　中曽根弘文